

令和7年度認知症介護実践者研修開催要項

1 目的

介護保険施設・事業所等に勤務する介護職員等が、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得することにより、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。

2 実施主体

社会福祉法人山口県社会福祉協議会（山口県指定実施機関）

3 対象者 次の要件を全て満たす者

- (1) 県内の介護保険施設・事業所に勤務する介護職員等
- (2) 認知症介護基礎研修を修了した者あるいはそれと同等以上の能力を有する者*
※「それと同等以上の能力を有する者」とは、認知症介護基礎研修の対象とならない医療、福祉関係の資格を有する者。
- (3) 身体介護の基本的な知識及び技術を修得しており、認知症介護の実務経験が2年程度の者
- (4) 講義・演習、中間報告、自施設（職場）実習、実習発表の全日程を受講できる者
- (5) 自施設（職場）実習に、職場内のチームで取り組みが可能な者

- ① 認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護のいずれかの事業所において管理者・計画作成担当者に就任予定の者（就任予定日が具体的に決まっている者）と、未受講者が就任している場合は市町を通して申込みを行い、市町の長の推薦書の添付を可能とします。
- ② 開設予定の事業所は、具体的に開設時期が決定している事業所に限ります。
- ③ 別紙「指定地域密着型サービス事業所の指定に係る研修受講義務付けについて」を参考にしてください。

4 定員 120人（各コース60人）

5 研修日程及び会場

コース	開催日程	会場
A	令和7年6月2日（月）～令和7年8月19日（火）	YMfg 維新セミナーパーク
B	令和7年7月1日（火）～令和7年9月18日（木）	

※詳細は「令和7年度認知症介護実践者研修 日程表」を御参照ください。

6 受講料 38,000円

受講決定通知書に同封する「払込取扱票」を用いて、指定された期日までに振り込んでください。（振込手数料は御負担ください。）

なお、受講料の振込み後、Aコースは5月30日（金）、Bコースは6月30日（月）以降にキャンセルされた場合は、受講料の返金はいたしかねます。

7 研修テキスト

福祉研修センターHP（<https://yg-fkc.com>）に掲載するテキスト申込用紙を利用して、各自で事前に準備してください。（会場でテキストの販売は行っておりません。）

テキスト：認知症介護実践研修テキスト 実践者編（2022年6月刊行）
中央法規出版株式会社（定価：本体2,600円＋税）

8 申込方法

所定の受講申込書を用いて、申込期限（必着）までにお申込みください。
なお、申込先は状況によって2種類に分かれますので、以下を御参照ください。

- (1) 認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護のいずれかの事業所において、市町推薦要件①～③に該当する者（受講義務がある者のみ対象） → **【市町推薦申込】の申込書を使用**

《市町推薦要件》

- ① 開設予定の事業所で、開設当初から管理者・計画作成担当者に就任予定の者
- ② 管理者・計画作成担当者に就任済で本研修未受講の者
- ③ 令和7年度及び令和8年度中に管理者・計画作成担当者に就任予定の者

**送付先：市町担当課までお申込ください。
申込期限：令和7年4月14日（月）【必着】**

- 注1) 送付先及び問合せ先については「市町窓口一覧」を参照ください。
注2) 各市町の担当課に問合せの上、各施設・事業所の長より申し込んでください。
注3) 推薦要件に当てはまらない者に推薦書が添付されていた場合、当該推薦書は無効とし【直接申込】と同じ取り扱いとします。その結果、定員超過等の理由により受講できない場合がありますので御留意ください。

- (2) 上記(1)に該当しない者 → **【直接申込】の申込書を使用**

下記あてに直接、申込書を郵送してください。

**送付先：山口県社会福祉協議会 福祉研修部（福祉研修センター）
〒754-0893 山口市秋穂二島1062
申込期限：令和7年4月14日（月）【必着】**

9 提出書類

- (1) 受講申込書（**【市町推薦申込】**若しくは**【直接申込】**）
- (2) 認知症介護基礎研修の修了者は、修了証書の写し
- (3) 認知症介護基礎研修の修了者以外は、基礎研修同等以上の能力を有する医療、福祉関係の資格証又は修了証書の写し
- (4) 返信用封筒【角2封筒（※A4の用紙がそのまま入る封筒サイズ）】
封筒に送付先（所属事業所）住所・所属長氏名を記入し、180円切手を貼付の上、受講申込者1人に1枚同封してください。

※上記(1)～(4)が同封されていない場合は、書類不備として受付できません。

10 選考方法及び受講決定

- (1) 申込者多数の場合は、選考基準に基づき受講者を決定します。
- (2) 受講決定後の受講者の変更は、いかなる理由であってもできません。
- (3) 各コースで人数調整を行いますので、申込状況によっては御希望に添えない場合がございます。

あります。

- (4) 申込者数の状況により、どちらか一方のコースのみの開催となる場合があります。
- (5) 受講の可否については、返送用封筒により後日申込者へ通知書を送付します。研修開講日の2週間前になっても通知が届かない場合は、福祉研修センターまで連絡してください。

11 食事

昼食は、各自で準備するか併設の食堂を利用してください。

12 その他

- (1) 認知症の御本人やその家族の生活の質の向上を図るための対応や技術を習得する本研修の趣旨を御理解の上、認知症高齢者への介護サービスの質の向上に意欲を持つ者を推薦してください。
実習が確実に履行されていないと判明したり、学習意欲に著しく欠け、研修態度が他の受講者の迷惑になると事務局が判断した場合は、修了証書の交付ができない場合がありますので、注意してください。
- (2) 施設・事業所の協力を得られず実習の継続が困難な場合は、研修の修了が認められません。自施設における実践に関連する書類の作成や、実習協力者となる利用者への説明・同意等、受講者本人のみならず、施設・事業所全体の協力が必要となりますので、申込者である所属長は、職場への御配慮と課題の実行等、御協力をお願いします。
- (3) 全日程を修了された者には「山口県認知症介護実践研修実施機関指定要綱」に定める修了証書を本会で交付します。
遅刻、早退、欠席等により、全日程を修了できない場合は、修了証書は交付できません。欠席される場合は、研修前日までに必ず連絡してください。なお、遅刻する場合は、速やかに連絡してください。
- (4) 受講者は実習対象者に対して必ず書面で承諾を得てください。承諾書の様式は問いませんが、必要な場合は福祉研修センターHP (<https://yg-fkc.com>) の「課題・様式等について」からダウンロードして御利用ください。
なお、本会が承諾書の提出を求める場合があります。その際には、必ず提出できるよう大切に保管しておいてください。
- (5) 申込書類に記載された個人情報、受講者名簿及び修了証書作成等、研修事業の円滑な運営のために使用するほか、認知症対応型サービス事業に関する指定基準の確認のため利用することがあります。受講申込に当たっては、個人情報の利用について、必ず受講希望者本人の同意を得てください。受講者氏名及び所属に関する情報を記載した名簿を、研修時に配布します。
また、修了者名簿は永年保存とし、記載された内容は、本会の個人情報保護規程に基づき厳正に管理します。
- (6) 研修当日に、発熱や体調が悪い場合は、研修への参加を控えてください。
- (7) 受講者が40人未満の場合は、開催を中止とさせていただきます。
- (8) 自然災害等のやむを得ない事由により研修を開催できない場合は、各研修日の前日の午後3時までに福祉研修センターHP (<https://yg-fkc.com>) に記載しますので、必ずホームページを確認してください。

13 問合せ先

(1) 研修に関すること

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
福祉研修部（福祉研修センター）（担当：西村）
TEL 083-987-0123
FAX 083-987-0124



【QRコード】福祉研修センターホームページ

【URL】<https://yg-fkc.com>

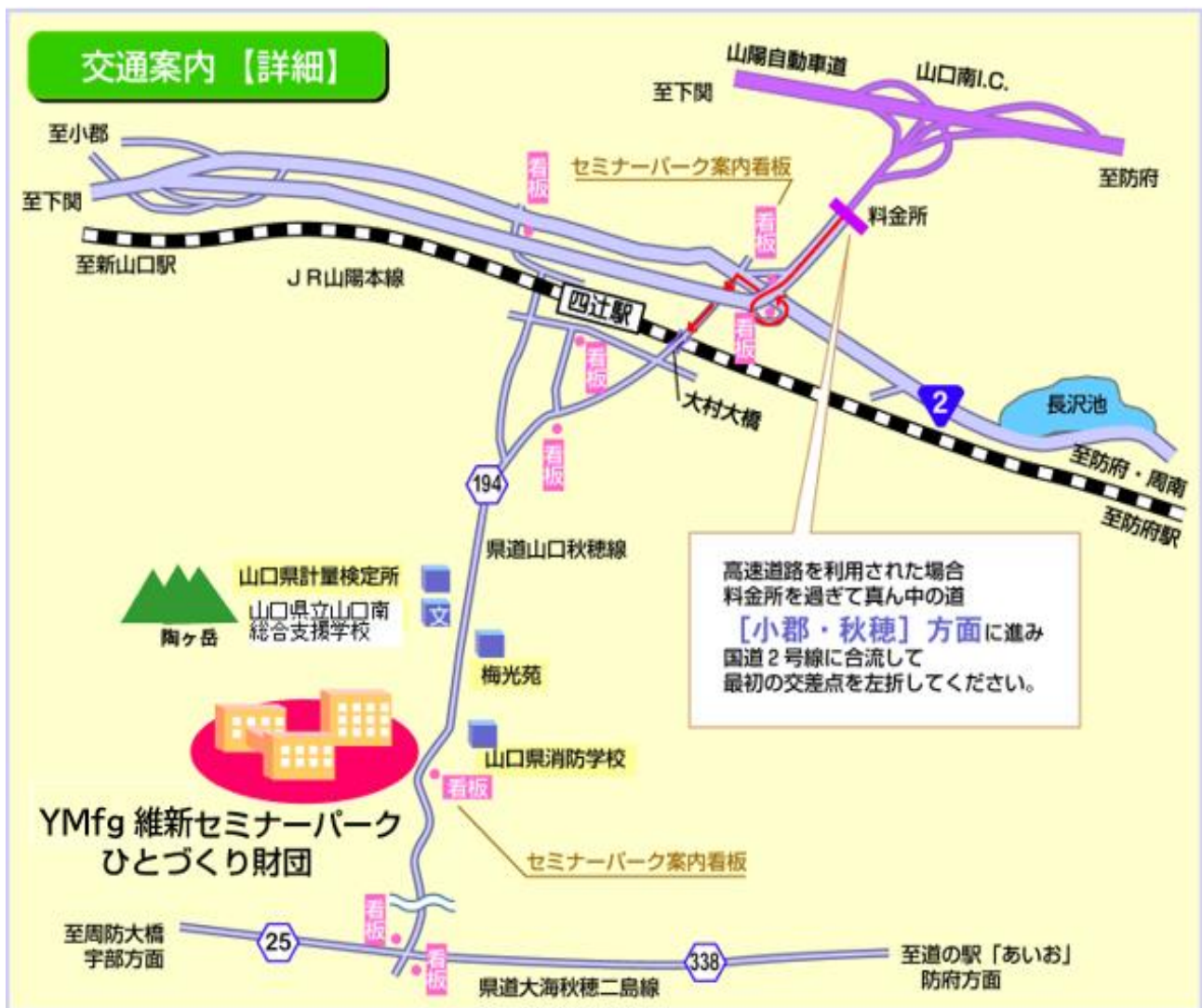
(2) 受講要件等に関すること

山口県健康福祉部 長寿社会課
地域包括ケア推進班
TEL 083-933-2788

14 会場周辺図

<YMfg維新セミナーパーク>

所在地：〒754-0893 山口市秋穂二島1062



- ・中国自動車道小郡 I.C. から車で約20分（10.7 km）
- ・山陽自動車道山口南 I.C. から車で約7分（3.5 km）
- ・新山口駅から車で約15分（8.5 km）
- ・四辻駅から車で約5分、徒歩で約30分（3 km）